令和9年度スクールソーシャルワークスーパーバイザー募集案内

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会では、子どもたちをとりまく環境や課題の改善を図るため、社会福祉や教育の分野に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県内の小学校に配置しています。

本県の事業の趣旨を深く理解し、スクールソーシャルワークに必要な専門的知識および経験を有すると認められる者を次のとおり滋賀県スクールソーシャルワークスーパーバイザーとして募集します。

1 職務内容

県教委の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

- 配置校を訪問し、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できる学校組織体制や児童生徒の環境調整について、教職員への指導助言を行うとともに、スクールソーシャルワーカーに対して、資質向上のための指導助言を行う。
- 配置校および県教育委員会が必要と認めた学校等で実施される研修会やケース会議の場において、教職員等に対して、課題のある児童等のアセスメント、支援策、関係機関との連携等について指導助言を行う。
- 連絡協議会および研修会に参加し、スクールソーシャルワーカーおよび教職員等に対する指導助言を行う。
- その他、県教育委員会が必要と認めた業務を行う。

2 応募資格

次の①～⑤の要件を満たす者

① 社会福祉士か精神保健福祉士の資格を有する者、もしくは、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は福祉や教育の分野において活動経験のある者
② 市町立の小中・義務教育学校および県立学校等での勤務が必要となるため、自動車等での移動が可能である者
③ 地方公務員法第十六条の各号のいずれにも該当しない者
④ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者
⑤ 滋賀県スクールソーシャルワーカーとして5年以上経験を有する者

3 募集人員

・若干名

4 勤務条件

(1)任用期間

令和9年4月1日(木)～令和 10 年3月 31 日(金)

※県教育委員会が必要と認めた場合は、原則として4回まで任期を更新することができる

(2)勤務場所

県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校および教育委員会等

(3)勤務時間

・訪問要請に応じて勤務する(月1～2 回程度)
・1 回2時間程度(1日あたり7時間を超える勤務および1週あたり 28 時間を超える勤務はできない)

(4)報酬等

①報　酬　　規定により支給

②交通費　　通勤、出張に係る交通費を規定により別途支給

※令和8年度実績

・報酬額(時間給)は、5,550 円(令和9年度1月1日以降は 5,760 円)
指定される銀行口座等に振り込み(勤務翌月 10 日)

・保険は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法の定めるところによる

(5)職名　　滋賀県スクールソーシャルワークスーパーバイザー

5 応募方法　　エントリーフォーム（URL もしくは２次元コード）より応募すること

URL:　https://forms.gle/Sn5aUNwAD44Ckb6W6

6 選考日程等

(1)選考方法　個人面接及び履歴書による書類選考

滋賀県教育委員会ホームページよりダウウンロードした履歴書に必要事項を記入したものと、資格等を証明するものの写しを当日持参すること。

(2)選考日時　令和９年 1 月 20 日（水)、22 日（金)、28 日（木)、29 日（金）

２月１日（月)、３日（水）のいずれか。

9時 30 分～12 時および 13 時 00 分～17 時 00 分(15分程度)

(3)応募締切　令和8年 12 月 23日(水)13:00

(4)選考場所　滋賀県庁4階連絡通路4A会議室

（大津市京町四丁目1番１号）

(5)合否発表　令和8年2月下旬までに郵送にて発送する

7 留意事項

(1)合格者には、令和9年 3 月 31 日までに胸部X線検査診断書の提出を求める

(2)令和9年度の予算確定前であるため、募集人数や勤務条件等(年間勤務時間等)は変更になる場合がある

問合せ先・応募先
滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課　児童生徒室
担当　有馬(ありま)
所在地　大津市京町四丁目１番１号　滋賀県庁新館6階
電　話　077－528－4668